

令和8年度入学者用

愛媛大学大学院

医学系研究科看護学専攻
(博士後期課程)

学生便覧

目 次

* 学年暦 *	1
* 博士後期課程 *	2
I. 愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）のディプロマ ・ポリシー（DP：修了認定・学位授与の方針）及び特色	
1. ディプロマ・ポリシー	2
2. 特色	4
II. 教育課程	
1. 授業科目一覧	5
2. 授業科目概要	6
3. 修了要件	7
4. 履修方法	7
III. 履修の手引き	
1. 学位論文提出までのスケジュール	9
2. ラボノートの使用方	10
3. 研究計画の立案と遂行に対する指導について	10
4. 学業成績判定に関する異議申立て	11
5. 研究計画書の審査	11
6. 研究倫理教育の受講	12
7. 研究倫理審査委員会による審査	12
8. 予備審査について	18
9. 学位論文の審査について	24
10. 学位論文審査基準	24
11. 学位論文の執筆要領	25
12. 学位論文の公表	33
13. 学位論文に関するリサーチ・ループリックの運用方法	40
14. 長期履修制度について	42
* 学生生活の手引き *	45
* 参考規則等 *	55
愛媛大学大学院医学系研究科規則	55
愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻研究倫理審査委員会規程（抄）	59
愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程における学位論文 の審査及び最終試験に関する細則	62
愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程学位論文の予備 審査に関する内規	64

* 令和8年度大学院看護学専攻学年暦 *

学 期	区 分	期 間	祝 日 及 び 休 講 等
前 学 期	授業期間 (試験期間 を含む。)	4月8日(水)	4月29日(水) 昭和の日 5月3日(日) 憲法記念日 5月4日(月) みどりの日 5月5日(火) こどもの日 5月6日(水) 振替休日 7月20日(月) 海の日 8月7日(金)
		8月6日(木)	9月30日(水) } 夏季休業
後 学 期	授業期間 (試験期間 を含む。)	9月26日(土)	10月12日(月) スポーツの日 11月3日(火) 文化の日 11月23日(月) 勤労感謝の日 12月24日(木)
		2月15日(月)	1月7日(木) } 冬季休業 1月11日(月) 成人の日 2月11日(木) 建国記念の日 2月23日(火) 天皇誕生日

(注) 9月24日(木)から後学期となります。後学期からの休学等を希望する場合は、8月28日(金)までに休学等の手続を完了していないと授業料の納付義務が発生しますので、注意してください。

授 業 時 間

【平 日】	(1時限)	8時50分	～	10時20分
	(2時限)	10時30分	～	12時00分
	(3時限)	13時00分	～	14時30分
	(4時限)	14時40分	～	16時10分
	(5時限)	16時20分	～	17時50分

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による授業時間帯

【平 日】	(6時限)	18時00分	～	19時30分
	(7時限)	19時40分	～	21時10分

* 博士後期課程 *

I. 愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー（DP：修了認定・学位授与の方針）及び特色

1. ディプロマ・ポリシー

<教育理念と教育目的>

保健・医療・福祉が「病院完結型」から「地域完結型」へと転換される中、医療機関の役割分担・連携の推進、そして在宅医療の強化が求められています。このような社会情勢の中、あらゆる発達段階・健康レベルにある人々が住み慣れた地域で健康に生き活きとした生活を送ることができ、医療や介護が必要になっても安心して生活できるような地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。地域包括ケアシステムにおいて、保健・医療・福祉分野の専門職者は、療養環境を的確にアセスメントし、その人に合った高度な専門的実践をすることに加えて、それぞれの地域における医療体制や保健福祉資源を活用し、関係機関の他職種と協働・連携しながらヘルスケアマネジメントをする役割が求められています。

本学博士後期課程では、愛媛大学医学系研究科の基本理念「患者から学び、患者に還元する教育・研究・医療」、そして、愛媛大学憲章の「地域に立脚する大学として、地域の発展を牽引する人材の養成」に沿って、地域包括ケアを牽引できる保健・医療・福祉分野の専門職リーダーを育成することを目的とします。すなわち、保健・医療・福祉における課題と人々の多様化かつ複雑化しているニーズに対応するため、広範な学識と豊かな人間性を基盤に、先端的かつ多角的な視点で看護問題を分析し独創的な方法で解決できる人材を育成します。

<育成する人材像>

本博士後期課程においては、以下の役割を果たすことのできる地域包括ケアリーダーを養成します。

1. 地域包括ケアシステム開発に必要な高度な専門知識を持ち、地域の保健・医療・福祉の全体を俯瞰し、地域や個人が抱える健康課題を科学的に分析・評価し、地域力を活かしながら解決へと導く。
2. 高度な専門知識を活かし、保健・医療・福祉の高度専門職実践者として地域包括ケアを牽引し、実践的指導力を発揮して、次世代を担う専門職者を育成する。

<学習の到達目標>

1. 国内外の文献検討やフィールドワークを通じて、地域包括ケアの発展やシステム構築における課題を見出し、課題解決に必要な研究テーマを提案することができる。
2. 地域包括ケア開発学の理論構築に資する研究テーマに基づいて、研究計画を企画・立案し、遂行することができる。
3. 地域包括ケア開発学としての科学的、かつ学術的に意義のある論文を作成することができる。
4. 論文の研究成果を国内外の看護系学会等で発表し、発信するために必要なプレゼンテーション能力が身についている。
5. 国内外及び自らの研究成果を活用し、保健・医療・福祉の高度専門職実践者として地域包括ケアを牽引し、次世代を担う保健・医療・福祉分野の専門職者を育成し得る高度な専門知識と実践的指導力を持ち、自らの実践領域における教育・研究をリードしていくことができる能力が身についている。

<修了認定・学位授与>

医学系研究科看護学専攻の定める教育課程を修め、規定する期間以上在学し、厳格な成績評価に基づき所定の単位を修得し、学位論文を提出してその審査を受け、修了要件を満たした学生に対して、修了を認定し博士の学位（看護学）を授与します。

2. 特色

1) 地域包括ケアを牽引できる看護職リーダー育成のためのカリキュラム

本課程では、地域の保健・医療・福祉の全般を俯瞰できる高度看護職の育成に焦点を置き、地域包括ケア開発学領域を設置している。そのため、あらゆる発達段階・健康レベルの人々が住み慣れた地域で暮らし続けるための個々の健康課題を的確に把握し、解決のための看護モデル・看護技術の開発やそのエビデンス構築について「生活支援看護開発学」において学修し、マネジメントや人材育成によって個人や地域の健康課題解決のための看護実践が効率的・効果的に行えるシステム開発を「地域看護システム開発学」にて学修する。さらに、地域医療の現場においてフィールドワークを実施し、地域包括ケアの開発に活用できる看護研究に取り組めるよう段階的に科目を配置している。

2) 生涯教育のための大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の実施

大学院設置基準第14条では、「大学院課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる」旨規定され、社会人の就学に特別措置を行うことが配慮されている。

これらを踏まえ、本課程では、大学院での履修を希望する社会人に対して、教育方法の特例による教育を実施している。このことにより、離職することなく修学し、修了後には、現職機関の看護職者あるいは指導者として働き続けることを可能としている。また、現在の職場をフィールドとして研究活動を実施することにより、将来的に職場の看護実践やケア環境の改善に貢献する素地を造ることや看護実践者として地域包括ケアを牽引し、実践的指導力を発揮して、次世代を担う看護職者を育成することも期待される。

3) 長期履修制度の実施

上記特例を活用し職業を有して修業する場合には、3年間の標準修業年限では、必要な単位の取得や学位論文作成に十分な時間をとることが困難な場合が少なくない。本課程では、希望する学生は長期履修制度を利用することができる。長期履修生の修業年限は4年間とし、3年間の授業料で在籍することができる。長期履修制度の利用申請は、入学手続き時と、単位取得の状況や学位論文の進捗状況に合わせて、1年次もしくは2年次の2月にも行うことができる。

II. 教育課程

1. 授業科目一覧

科目区分	科目ナンバリング	授業科目	単位	必修・選択	時期	担当教員（※印は科目責任者）	
地域包括ケア開発学領域	専門科目	MeN-7-A001	生活支援看護 開発学特講	2	必修	前期	※ 教授 山内 栄子
							教授 薬師神 裕子
							教授 二井谷真由美
							教授 宮内 清子
							教授 永田 明
		MeN-7-A002	地域看護システム 開発学特講	2	必修	前期	※ 教授 藤村 一美
							教授 陶山 啓子
							教授 相原 ひろみ
							非常勤講師 青山 ヒフミ
	MeN-7-A003	地域包括ケア 演習	2	必修	後期 集中	※ 教授 陶山 啓子	
						教授 藤村 一美	
						教授 山内 栄子	
						教授 薬師神 裕子	
						教授 二井谷真由美	
						教授 川口 真紀子	
						教授 宮内 清子	
						教授 相原 ひろみ	
						教授 永田 明	
						准教授 柴 珠実	
	関連科目	MeN-7-B001	地域医療学	2	選択	後期	※ 教授 二井谷真由美
							教授 川本 龍一
							教授 檜垣 高史
							教授 佐藤 格夫
							非常勤講師 長野 敏宏
		非常勤講師 櫃本 真聿					
		MeN-7-B002	応用統計学	2	選択	後期	※ 教授 藤村 一美
							非常勤講師 熊谷 たまき
MeN-7-B003		研究方法特講	2	選択	後期	※ 教授 藤村 一美	
	教授 山内 栄子						
	教授 川口 真紀子						
	教授 永田 明						
特別研究	MeN-8-D001	地域包括ケア 開発学特別研究	6	必修	3年 通年	教授 * ○陶山 啓子	
						教授 ○藤村 一美	
						教授 ○薬師神 裕子	
						教授 ○山内 栄子	
						教授 ○二井谷真由美	
						教授 ○川口 真紀子	
						教授 宮内 清子	
						教授 永田 明	
						教授 相原 ひろみ	
						准教授 柴 珠実	
						准教授 小岡 亜希子	
						講師 城賀本 晶子	
						共通 科目	MeN-7-A004
教授 中井 俊樹							
教授 カリモト・ジュリア・ミカ							

注) 特別研究の主旨導は○の付いた教員から選択すること。なお、*は令和8年度末までに退職予定の教員を示しており、特別研究の指導を担当することができない。

2. 授業科目概要

科目区分	授業科目の名称	授業科目概要	
地域包括ケア開発学領域	専門科目	生活支援看護 開発学特講 「オムニバス方式」 (全15回)	病院及び在宅で生活・療養する対象者の健康レベルを適切に評価した上で、健康レベルに応じた生活支援と快適ケア技術の開発と研究に必要な知識と研究技法について修得する。また、健康レベルを正しく評価して実践するためには、各病床機能の特徴や支援体制をふまえ、多職種と連携を図ることが必要である。在宅移行に向けて対象者や対象者を取り巻く様々な健康課題を包括的に捉えてそれを解決するためにどのようなケア技術や社会資源が有効か、ディスカッションしながら必要な知識ならびに実践できる能力を修得する。
		地域看護システム開発学特講 「オムニバス方式」 (全15回)	組織論や人材育成についての基本的な考え方に関する学修をふまえたうえで、地域包括ケアシステム構築のために課題を抱える実践現場の実態及びケアの質を科学的な視点で分析し、ケア提供施設や地域の特性に応じて、より効果的で効率的な生活支援が実施できる組織間連携も含めたケアシステムの構築について議論する。
		地域包括ケア演習 「オムニバス方式」 (全22回)	それぞれの研究課題に応じて、中山間地などの地域やその地域の保健・医療・福祉サービス提供機関等を選択し、フィールドワークを行う。フィールドワークの成果と多角的な文献検討を通じて、地域包括ケアの推進に必要な看護技術開発・実践モデルや看護ケアシステム開発に活用できる研究課題を明確にする。
	関連科目	地域医療学 「オムニバス方式」 (全15回)	地域医療の概念、地域医療の歴史について学び、地域医療学は臨床医学や社会医学、基礎医学、社会学などのあらゆる分野の学問が包括された学際的な学問領域であることを理解する。過疎化、少子・高齢化、が進行しつつある現状を踏まえ、地域のなかで、地域医療の在り方、多職種の連携の在り方について学修する。平穏時における救急医療、その後の生活視点における医療の役割についてわかりやすく解説する。
		応用統計学 「オムニバス方式」 (全15回)	質的あるいは量的な研究において必要とされる統計学の概念、ならびに統計手法について、統計ソフトである SPSS や SAS を用いて学習する。また、論文クリティークを通じてデータを読み取る力を身につけ、統計学に基づく理論的構築の考え方を習得する。基本的な統計学を理解した上で、その応用となる一般線形モデル、共分散構造分析、階層化モデル等を理解し、実践の中で使えるようになるまでを目指す。
		研究方法特講 「オムニバス方式」 (全15回)	エビデンスを基盤とした最良の地域包括ケアを提供すべく、地域包括ケアに関連するケアやシステムの開発、実践及び検証に必要な研究方法を理解し、応用する能力を養う。また、介入研究や疫学研究、エスノグラフィーの手法を学修するとともにプレゼンテーションやディスカッションを通して、現象の理解、高度な看護実践及びケア成果の検証につながる研究方法について学修する。また、国際的な場で発表するための手法を学修する。
	特別研究	地域包括ケア開発学特別研究	地域包括ケアを推進するために様々な発達段階や健康レベルに応じた生活支援方法やケアシステムの開発を目指した研究活動を実施し博士論文を作成する。 ・研究テーマを設定し、研究計画書を作成する。 ・研究倫理審査を受け、研究フィールドにおけるデータ収集を行う。 ・収集したデータの分析を行い、博士論文を作成する。
	共通科目	教授法入門	大学院生やポストドクターが自らの専門分野の学識を他者に適切に教授するために必要な知識、技術、態度について学習する。

3. 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位14単位以上（専門科目の必修科目6単位、関連科目の選択科目2単位以上、特別研究6単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することにより、博士（看護学）の学位を授与する。

4. 履修方法

- ① 専門科目は3つすべてを必修すること。
- ② 特別研究は志望した教員（担当教員）が担当するものを必修すること。
- ③ 地域包括ケア演習と関連科目は、専門科目の特講2科目受講後に履修する。
- ④ 関連科目は、3科目のうち1科目以上履修する。

科目区分		授業科目名	最低修得単位	区分	備考
地域包括ケア開発学領域	専門科目	生活支援看護開発学特講	2	必修	上記①, ②, ③参照
		地域看護システム開発学特講	2		
		地域包括ケア演習	2		
	特別研究	地域包括ケア開発学特別研究	6		
	関連科目	地域医療学	2	選択必修	上記③, ④参照
		応用統計学	2		
研究方法特講		2			
修了に必要な単位数			14		

また、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による履修を本研究科が認めた者に対しては、課程修了に必要な単位を、志望領域の担当教員と相談の上、通常の授業時間帯及び特例による授業時間帯に開講されるいずれかの授業科目を履修し、単位を修得することができる。

履修モデル

科目区分	授業科目名	年次	単位	選択区分	モデル A	モデル B	モデル C
専門科目	生活支援看護開発学特講	1	2	必修	◎	◎	◎
	地域看護システム開発学特講	1	2	必修	◎	◎	◎
	地域包括ケア演習	1	2	必修	◎	◎	◎
関連科目	地域医療学	1	2	選択必修		○	
	応用統計学	1	2	選択必修			○
	研究方法特講	1	2	選択必修	○		
特別研究	地域包括ケア開発学特別研究	1	6	必修	◎	◎	◎
合計			要：14単位以上		14単位	14単位	14単位
モデル A :	人々が快適に過ごすことができるように看護実践におけるエビデンスを探求し、新たなケア技術の開発ができる能力を養う。						
モデル B :	地域医療における看護職の役割拡大の方向性を見定め、ライフサイクルに応じた生活支援モデルを開発する能力を養う。						
モデル C :	地域社会のニーズを科学的に分析し、ニーズに応じた社会資源をシステム化し、政策へと発展させる能力を養う。						

関連科目から2単位以上

Ⅲ. 履修の手引き

1. 学位論文提出までのスケジュール

時期	1年次	2年次	3年次・4年次	備考
4月	入学式・オリエンテーション 前学期履修登録 研究指導計画書作成	前学期履修登録 研究指導計画書作成	前学期履修登録 研究指導計画書作成	
5月	主指導教員、副指導教員申請 研究計画発表会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書の提出(5月第2月曜日) 研究計画発表会(5月第3月曜日) 研究計画書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 予備審査書類の提出(5月第2火曜日) 予備審査 	主査1名・副査2名の決定 計画書の審査結果の返却(第3火曜日) 修正後の計画書の審査結果の返却
6月	前学期の研究活動 ・研究課題の焦点化 ・予備研究の必要性などの検討	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理審査申請書の提出 研究倫理審査委員会出席 		研究倫理審査委員会:毎月第2木曜日
7月			<ul style="list-style-type: none"> <9月修了生> 学位論文提出(7月8日) 学位論文公開発表会(8月上旬) 学位論文最終試験 最終論文提出 	
8月	学位論文発表会の運営			最終試験は主査1名・副査2名の計3名で実施
9月	後学期履修登録	後学期履修登録	後学期履修登録	修了判定会議<9月修了生> 学位記授与式<9月修了生>
10月				学位記記載内容確認(~1月)
11月	研究計画発表会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書の提出(11月第2月曜日) 研究計画発表会(11月第3月曜日) 研究計画書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 予備審査書類の提出(11月第2火曜日) 予備審査 	主査1名・副査2名の決定 計画書の審査結果の返却(第3火曜日) 修正後の計画書の審査結果の返却
12月	後学期の研究活動 ・予備研究の計画・実施 ・学位論文研究計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 研究倫理審査申請書の提出 研究倫理審査委員会出席 		研究倫理審査委員会:毎月第2木曜日
1月	学位論文発表会の運営		<ul style="list-style-type: none"> <3月修了生> 学位論文提出(1月8日) 学位論文公開発表会(1月下旬) 学位論文最終試験 最終論文提出(2月末日) 	最終試験は主査1名・副査2名の計3名で実施
2月	研究計画発表会の運営 <ul style="list-style-type: none"> <早期提出者> 研究計画書の提出(2月第2月曜日) 研究計画発表会(2月第3月曜日) 研究計画書の修正 			計画書の審査結果の返却(第3火曜日) 修正後の計画書の審査結果の返却
3月	<ul style="list-style-type: none"> <早期提出者> 研究倫理審査申請書の提出 研究倫理審査委員会 			修了判定会議<3月修了生> 研究倫理審査委員会:毎月第2木曜日 学位記授与式<3月修了生>

2. ラボノートの方

1) ラボノートとは

「ラボノート (Laboratory Notebook)」とは、研究者等が、研究データやアイデア等を逐次記録するためのノートである。研究の進捗を詳細に記録することにより、誰が、いつ、どこで、何を、どのような契機 (実験、観察、着想など) で発明したかの証明が可能になるほか、研究不正 (データのねつ造、偽造、盗用) ではないことの証明を行うための重要な証拠となる。

またラボノートは研究室の共有財産として扱われ、原則、研究室で厳重に管理・保管されるべき証拠書類である。

2) ラボノートを書く際のルール

- (1) 後から改ざんしたと疑われないようにボールペンで記入する。間違いや誤りがあっても、消しゴム・修正ペンは使わず、線を引いて消すにとどめ、後で読めるようにすること。大きな余白を作ったりページを破り取ったりしてはいけない。
- (2) ノート番号は、研究室全体で通し番号をつける。
- (3) 指導教員の研究室内線番号を記載し紛失に備える。
- (4) 日付は、2025年4月1日のように省略せずに記入する。
- (5) データだけでなく、記載年月日、着想に至った経緯、文献検討の結果、目的、計画、期待される成果、方法、結果、考察、研究途中での気付き、指導教員とのやりとり、計画の変更、今後の方針などの詳細について、時系列で記載する。その際、項目ごとに明確に区別して書き、またアイデアや推測と事実、時制 (過去、現在、未来) を分けて記入すること。
- (6) 得られたデータをノートに貼り付ける時は、長期間にわたって剥がれ落ちないような方法で貼り付けること。大量なデータや電子データなどノートに貼り付けることが難しいデータについては、ラボノートにデータの名前とその保存先を記入する。
- (7) 指導教員 (第三者) の了承を定期的に得ながらラボノートを作成・運用すること。

3) ラボノートの管理

- (1) 入学時に学務課から各人に、愛媛大学規定のラボノートを1冊ずつ配布される。使い切った場合は、学務課で古いノートを見せた上で新しいラボノートを受け取る。
- (2) チェック時の指導教員のサイン、学外への持ち出し等の細かい運用については、各研究室の方針に従うこと。
- (3) 修了・退学時は指導教員により保管される。

3. 研究計画の立案と遂行に対する指導について

- 1) 主指導教員は、指導学生 (以下、学生) の研究指導を行うにあたり、毎年度の年度当初に学生の1年間の研究計画 (コースワークの受講、研究倫理の研修や審査等を含む) に対する打合せを十分に行い、「研究指導計画書」(51ページ参照) を電子媒体で作成し、学生に明示のうえ、双方で保管する。
- 2) 学生は、入学時に、希望する副指導教員2名について主指導教員と相談のうえ、学務課へ届出をし、専攻会議にて決定する。
- 3) 指導教員の変更を希望する場合は、「指導教員変更願」(49ページ参照) を学務課に提出し、副指導教員の変更については学務委員会、主指導教員の変更については専攻会議での承認を得る必要がある。

4. 学業成績判定に関する異議申立て

成績評価に異議のある場合は、成績通知から1週間以内に「成績確認申立書」(53 ページ参照)に異議の根拠を明確に記入し、担当窓口(学務課)に提出することによって、申立てを行うことができる。(54 ページ参照)

5. 研究計画書の審査

1) 計画書の提出日

2年次の5月第2月曜日17時あるいは11月第2月曜日17時(時間厳守)
(早期提出の場合は1年次の2月第2月曜日17時)

*当日が休日の場合は、その後日とする

2) 提出書類

- ・研究計画審査申請書(13 ページ参照, 様式は医学部 HP から取得できる)
- ・研究計画書(次の書式で作成すること)
書式: A4版縦置き横書きポイント10~11, 上下余白30mm, 40字×40行
構成例

- ① はじめに(研究課題の背景, これまでの研究の動向, 研究の意義等)
- ② 研究目的
- ③ 方法(研究デザイン, 対象者, 調査内容, 調査方法, 分析方法等)
- ④ 倫理的配慮(研究の参加・協力への自由意思, 研究参加・協力の拒否権, プライバシー・個人情報の保護, 研究参加・協力の社会的意義, 予測される不快・不自由・不利益な状態とそれが生じた場合の対処方法, 研究中・終了後の対応, 研究結果の公表方法等)
- ⑤ 引用文献
- ⑥ 補足資料(質問紙や測定項目など)

3) 提出先

学務課大学院チーム

4) 審査方法

- ・5月第3月曜日または11月第3月曜日(早期提出の場合は2月第3月曜日)に研究計画発表会を実施し, 大学院授業担当者全員による公開審査を行う。(発表時間15分, 質疑応答20分)
- ・学生は, 研究計画発表会での意見を自身で集約し, 審査の回答書を作成する。また, 回答書にあわせて研究計画書を修正し, リサーチ・ルーブリック(40, 41 ページ参照: 以下, ルーブリック表)による自己評価とともに, 約1週間後に学務課へ再提出する。
- ・副指導教員2名は, 修正された研究計画書について, ルーブリック表に基づき評価を行い, 対象学生の評価結果を学務課に提出する。なお, 学務委員会では, ルーブリック表の「研究の目的」, 「方法」の各項目が2点以上であること, 全体で11点以上であることを確認する。
- ・修正された研究計画書は, 看護学専攻学務委員会で承認を受け, 看護学専攻会議で報告される。
- ・学務委員会で審査保留となった場合, 学務委員会で作成した審査結果の書類を結果とともに学務課から学生, 主指導教員, 副指導教員に送付する。
- ・保留となった場合, 概ね1カ月以内(5月の研究計画発表会の場合は6月末日, 11月の研究計画発表会の場合は12月末日)までに再提出することとし, 学務委員会で再審議を行う。

6. 研究倫理教育の受講

1) 研究倫理教育とは

研究の公正性について、「研究の公正性を維持する一義的な責任は研究者が負うものであり、研究不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止とあわせ、まずは研究者自らの規律、及び、研究者コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。」（平成26年9月19日総合科学技術・イノベーション会議）とされている。

このため本専攻では、研究不正行為を未然に防止する取組のひとつとして、研究者に求められる倫理規範を修得するための教育（研究倫理教育）を実施する。

2) 研究倫理教育 e ラーニングの受講

次の研究倫理審査委員会による審査の申請時に、指定の研究倫理教育 e ラーニング（eAPRIN）の受講修了証を提出すること。

7. 研究倫理審査委員会による審査

- 1) 修正された研究計画書は、6月以降または12月以降（早期提出の場合は3月以降）の研究倫理審査委員会による審査を受ける。
- 2) 研究倫理審査委員会は毎月第2木曜に開催されるため、事前の書類提出日までに必要書類を作成し、学務課に提出する。
 - ・研究倫理審査申請書（様式1）
 - ・研究計画書
 - ・研究参加依頼書（研究の目的、研究方法・期間、研究の参加・協力への自由意思、研究参加・協力の拒否権、プライバシー・個人情報の保護、研究参加・協力の社会意義、予測される不快・不自由・不利益な状態とそれが生じた場合の対処方法、研究中・終了後の対応、研究結果の公表方法等）
 - ・研究参加同意書（様式2）、研究参加同意撤回書（様式3）
 - ・研究倫理チェックリスト（様式4）
- 3) 申請者は、研究倫理審査委員会へ出席し研究概要を説明する。
- 4) 様式1～4は、愛媛大学医学系研究科・医学部HPから取得できる。
(<https://www.m.ehime-u.ac.jp/> → 看護学専攻・看護学科 → 研究倫理規程)

博士後期

研究計画審査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻長 殿

主指導教員 承認印	副指導教員承認印	

申請者

令和〇〇年度入学

愛媛大学大学院医学系研究科

看護学専攻博士後期課程

氏名

印

下記研究課題について研究計画書を提出しますので、審査をお願いいたします。

記

研究課題	
------	--

(様式1)

研究倫理審査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛大学大学院医学系研究科長 殿

申請者
所属
氏名

印

(指導教員

印)

下記研究課題について研究計画書等を提出しますので、審査をお願いいたします。

- 通常審査
- 迅速審査

記

研究課題	
------	--

留意事項

迅速審査は、看護学科の学生の研究であって、次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当すること。

- (1) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの
- (2) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの
- (3) 社会的に弱い立場にある者を対象としないもの。

(様式2)

研究参加同意書

愛媛大学大学院医学系研究科長 殿

私は、「〇〇〇〇〇〇〇」の研究について、その研究内容を文書及び口頭で十分に説明を受け、研究の目的、意義、方法、期待される利益及び研究に伴う不快・不自由などについて理解しました。また、いつでも研究参加を拒否・辞退でき、それによる不利益がないことや匿名性、個人情報を守られることについての具体的な説明も受けました。そこで、私の自由意思にもとづいてこの研究に参加・協力することに同意します。

令和 年 月 日

研究参加者署名： _____

立会人／代諾者署名： _____ (本人との関係)：

(*研究協力者の自立度に応じて、保護者や家族、施設責任者等から署名を得る)

研究者(説明者)署名： _____

連絡先

研究者名：〇〇〇〇 _____

郵便番号 _____ 住所 _____

所属機関：愛媛大学□□□□ _____

電話番号： _____

指導教員名：◇◇◇◇ _____ (職位： _____)

郵便番号 791-0295 住所 愛媛県東温市志津川 _____

所属機関・愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻 研究室名： _____

電話番号： _____

※同意書は同じものを2通作成し、研究協力者と研究者の双方が保管できるようにする。

(様式3)

研究参加同意撤回書

愛媛大学大学院医学系研究科長 殿

私は、「〇〇〇〇〇〇〇〇(※同意書と同じ)」について説明を受け、
令和 年 月 日に本研究に参加することに同意しましたが、これを撤回します。

【ご本人】

西暦 年 月 日 署名 _____

【代諾者】

西暦 年 月 日 署名 _____

ご本人との関係 _____

(様式4)

研究倫理チェックリスト

研究計画書の倫理審査申請に際し、下記の項目について記載されていることを確認しました。

申請日	年	月	日
所属			
氏名	印		

研究計画書

- 本研究を計画するに至った背景、先行研究の検討、解決しようとする課題が明確である
- 研究の目的・意義・方法が、わかりやすく適切に説明されている
- 詳細な研究の実施手順(介入を含む)が論理的根拠を含めて明確かつ適切に記載されている
- 倫理的配慮が明記されている
- 研究によって得られる利益と不利益が明記されている
- 予測される研究対象者の不快・不自由・不利益な状態を最小にする方法を述べている
- 研究対象者の選択基準、除外基準、中止基準が明記されている
- 研究対象者の選定手続きの公平さが保たれている
- 研究対象者の予定参加者数と設定根拠が記載されている
- 調査期間と研究期間が明記されている
- 研究対象者の個人情報の保護が十分に行われている
- 研究対象者から研究参加に同意を得る方法が明記されている
- 研究参加の拒否により、研究対象者に不利益がないことが保障されている
- 研究対象者の責任・判断能力に応じて、代諾者の同意を得る方法が明示されている
- 尺度を使用する場合、作成者からの許諾を得ている
- 研究結果を公表する可能性および方法について説明されている
- 有害事象への対応について明記している
- 研究対象者に結果を開示するか否かを明記している
- 研究資金源、利益相反について明記している
- 研究実施体制について明記している
- 参考文献を明記している
- 倫理教育・研修会 eAPRIN または()を修了し、修了証を添付している
※教員及び看護学専攻学生が申請する場合は自身のもの、看護学科学生の研究においては指導教員のものを添付すること。看護学専攻学生のうち博士後期課程の学生は、勤務先等で受講した研究倫理教育の証明書に代えることができる。
- 介入研究の場合、厚生労働省が整備するデータベース(jRCT)等の公開データベースに登録している

研究計画説明書および研究参加同意書

- 研究協力に伴う不快・不自由・不利益などが説明されている
- いつでも研究参加を拒否・辞退でき、それによる不利益がないことが説明されている
- 研究対象者からの問い合わせに対応することが説明され、連絡方法が明記されている
- 研究対象者の匿名性、個人情報がどのように守られているか説明されている
- 同意書には、日付および研究対象者(あるいは代諾者)の署名欄が記されている

資料収集中およびその後の対応

- 資料収集中も断る権利を保障している
- 研究対象者に不快、不利益がないよう、最善の方法を記している
- 資料を厳重に管理する方法を記載し、個人情報の保護に努めている

※個人情報の取り扱いに関しては、「個人情報保護法」を、研究全般に関しては「国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」を参考にすること。

8. 予備審査について

1) 提出日時（年2回）

修了予定年次の11月第2火曜日17時（時間厳守）

（9月修了予定の者については、5月第2火曜日17時（時間厳守））

*当日が土・日曜日または祝日の場合は、その直後の平日とする。

2) 提出書類

①予備審査申請書（第1号様式）：1部

②学位論文：3部

③論文目録（第2号様式）：3部

④論文要旨（第3号様式）：3部

⑤参考論文が掲載又は掲載が決定していることを証明する書類：3部 注1)

注1) 参考論文は、日本学術会議協力学術研究団体として登録されている学会の学術雑誌（英語論文を含む）又は査読のある海外の学術雑誌へ本人を筆頭著者とする論文を1編以上掲載、あるいは掲載が決定していなければならない。ただし、修士課程（博士前期課程）修了以降に掲載された論文であることとする。なお、原著論文である必要はない。

証明する書類として次のものを提出すること。

・既に掲載されている場合：掲載ページの1ページ目

・掲載が決定している場合：掲載承諾書、採択通知文書（メール文書可）等

3) 提出方法

バインダーに、「④論文要旨（第3号様式）」「②学位論文」「③論文目録（第2号様式）」「⑤参考論文が掲載又は掲載が決定していることを証明する書類」の順に綴り、「①学位申請書（第1号様式）」を添えて提出する。

4) 提出先

学務課大学院チーム

5) 予備審査

・11月末（9月修了予定の者については5月末）までに主査及び副査による予備審査を行う。リサーチ・ルーブリックを用いて研究内容がディプロマ・ポリシーで示された内容に相当しているかを審査する。

（40, 41 ページ参照）

・審査は、プレゼンテーション（30分）及び質疑応答（制限時間なし）とし、学位論文審査基準に準じて行う。（24 ページ参照）

・予備審査の判定結果は「合格」又は「保留」とし、「保留」の場合は学位論文等を修正の上、次回以降の予備審査となる。

・予備審査の判定結果は、12月（9月修了予定の者については6月）に開催される看護学専攻会議で報告する。

6) 予備審査様式は、愛媛大学医学系研究科・医学部 HP から取得できる。

(第1号様式)

予備審査申請書

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻長 殿

主指導教員 承認印	副指導教員承認印	

申請者

年度入学

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程

氏 名

印

下記論文について関係書類を提出しますので、予備審査をお願いいたします。

記

論文題目	

添付書類

- 1) 学位論文
- 2) 論文目録 (第2号様式)
- 3) 論文要旨 (第3号様式)
- 4) 参考論文が掲載又は掲載が決定していることを証明する書類

(第2号様式)

論 文 目 録

氏 名 _____

〔学位論文名〕 _____

〔英 語〕 _____

〔参考論文〕 (掲載または掲載が決定しているもの)

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定

発 行 年 年

- (備 考) 1. 学位論文名は日本語とし, 英語の論文名がある場合は併記すること。
2. 著者名は共著者も含め全員フルネームで記載すること。

(第3号様式)

論 文 要 旨

氏 名

論 文 名

学位論文要旨(和文 2,000 字)

(標準書式: 日本工業規格 A4, 11 ポイント, 1 行 38 字, 1 ページ 40 行, 左右余白 25mm)

氏名 _____

キーワード (3~5)	
-------------	--

(第4号様式)

学位論文予備審査結果報告書

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻長 殿

審 査 委 員	
主 査	印
副 査	印
副 査	印

氏 名	
専 攻	
論 文 題 目	

上記の者につき、下記のとおり審査結果を報告いたします。

記

審査結果	
------	--

(審査結果は、承認又は保留とする。)

9. 学位論文の審査について

1) 提出日時

修了予定年次の1月8日17時(時間厳守)

(9月修了予定の者については、5月14日17時(時間厳守))

*当日が土・日曜日または祝日の場合は、その直後の平日とする。

2) 提出書類

①学位申請書(第1号様式): 1部

②学位論文: 4部

③論文目録(第2号様式): 4部

④学位論文要旨(第3号様式): 4部

⑤参考論文: 4部

⑥履歴書(第4号様式): 1部

3) 提出方法

バインダーに「表紙(様式1)」により表紙を貼付し、「④学位論文要旨(第3号様式)」「②学位論文」「③論文目録(第2号様式)」「⑤参考論文」の順に綴り、「①学位申請書(第1号様式)」、「⑥履歴書(第4号様式)」を添えて提出する。

4) 提出先

学務課大学院チーム

5) 学位論文発表会

1月下旬(9月修了予定の者については8月上旬)に学位論文発表会を実施し、公開審査を行う。日時は決定次第、掲示する。発表時間は30分、質疑応答20分

6) 学位論文審査及び最終試験

・学位論文発表会后に、主査1名、副査2名による論文審査及び最終試験をリサーチ・ループブックを用いて行う。(40,41ページ参照)

・開催日、時間などは、主査と相談のうえ決定する。

・最終的な合否は、3月上旬(9月修了予定の者については9月上旬)に開催される研究科教授会で決定する。

・2月末(9月修了予定の者については8月末)17時までに、永年保存用として、最終の学位論文及び学位論文要旨(第3号様式)を、紙媒体各1部と電子媒体(PDF)により、学務課大学院チームへ提出する。(最終論文の保存用バインダーは、学務より配付)

7) 備考

・学位論文様式は、愛媛大学医学系研究科・医学部HPから取得できる。

・4月中旬に1F掲示板及びメールで「学位論文(博士後期課程)関連日程及び学位記記載内容の確認について」の連絡を行うので、学務課で「学位記記載内容確認シート」により、記載内容(氏名、生年月日等)に間違いがないか確認すること。

(学位記の再発行はできないため、必ず事前に確認すること。)

10. 学位論文審査基準

1) 地域包括ケア開発学の発展に寄与できる研究課題である。

2) 学術論文として、新規性、創造性、応用的価値がある。

3) 研究方法や倫理的配慮が妥当である。

4) 文献が適切に引用され、論旨の一貫性がある。

5) 和文もしくは英文で書かれている。

11. 学位論文の執筆要領

- 1) A4版横書き, 11ポイントを用いて, 1ページに1,200字(40字×30行)でワープロ(ソフト)を用いて印字すること。上下及び左右のマージンは, それぞれ30mmとする。
- 2) 表紙に表題(14ポイント), 研究科名, 所属領域名, 氏名, 修了予定年月を書く。次のページに, 目次を書く。各ページ番号は, 下の空白部分の中央に明記する。
- 3) 論文の構成は, 原則Ⅰ. 緒言, Ⅱ. 方法, Ⅲ. 結果, Ⅳ. 考察, Ⅴ. 結語(まとめ), Ⅵ. 謝辞(必要最小限とし, 指導教員に対する謝辞は述べないこと), Ⅶ. 文献の順とする。ただし, 必要に応じて適宜項目を追加してもかまわない。さらに細目が必要な場合は, 1. 2. …, 1) 2) …, (1) (2) …, ① ②…の区分を用いること。
- 4) 文章は, 当用漢字及び新かな遣いを用い, 数字は算用数字を用いる。外国人名及び訳が一般化されていない事象や物質名は, 英語表記とすること。
- 5) 慣用化されていない略語や略字を用いる場合は, 文中の最初に表記したところで括弧内に, 例えば, 看護ストレス尺度(Nursing Stress Scale: NSSと略)のように記載すること。
- 6) 文献の記載方法は下記に従う。

(1) 文献リストについて

- ①文献は著者名のアルファベット順に列記する。
- ②全著者名を表記する。

【雑誌掲載論文】

著者名(発行年次): 論文の表題, 掲載雑誌名, 巻(号), 最初のページ数 - 最後のページ数.

【単行本】

著者名(発行年次): 書名(版数), 出版社名, 発行地.

著者名(発行年次): 論文の表題, 編者名, 書名(版数), ページ数, 出版社名, 発行地.

【翻訳書】

原著者名(原書の発行年次) / 訳者名(翻訳書の発行年次): 翻訳書の書名(版数), ページ数, 出版社名, 発行地.

【オンライン版】

・DOIのある場合

著者名(発行年次): 論文の表題, 掲載雑誌名, 号又は巻(号), 最初のページ数 - 最後のページ数, doi: DOI番号.

・DOIがない場合

著者名(発行年次): 論文の表題, 掲載雑誌名, 号又は巻(号), 最初のページ数 - 最後のページ数, URL.

(2) 本文中での引用について

- ①著者名, 発行年次を括弧表示する。但し, 共著者がいる場合は筆頭著者のみを表記し, (〇〇他, 2017) あるいは(〇〇 et al., 2017) とする。
- ②同一著者が同じ年に複数の論文を発表している場合は, (〇〇, 2016a) (〇〇, 2016b) と, 発行年次の後にa, b, c…を付けて区別する。
- ③文献が2編以上の場合は, (〇〇, 2015; △△, 2013) とし, 記載の順序はアルファベット順とする。

- 7) 利益相反の有無を引用文献の前に記述し開示すること。
- 8) 図表及び参考資料は, 本文とは別にⅦ. 文献の後にまとめておくこと。これには, ページを記入しない。なお, 論文及び図表等の作成については, **Publication Manual of the American Psychological Association** (江藤裕之, 前田樹海, 田中建彦 訳: APA論文作成マニュアル, 医学書院) を参照のこと。

表紙（様式1）

学 位 論 文			
題 目			
指導教員			
年度入学			
愛媛大学大学院医学系研究科			
看護学専攻 博士後期課程			
氏 名			
		令和	年 月 日受理

- 1 規 格 A 4 版の用紙を原則とすること。
欧文の場合は、ダブルスペースで記載すること。
- 2 装 丁 市販のバインダー等で綴り、その表題紙には、上記事項を記載すること。

(第1号様式)

学 位 申 請 書

年 月 日

愛媛大学大学院医学系研究科長 殿

主指導教員 承認印	副指導教員承認印	

申請者

年度入学

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程

氏 名

印

愛媛大学学位規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添え、学位を申請いたします。

記

学 位 論 文	4 部
論 文 目 録	4 部
学 位 論 文 要 旨	4 部
参 考 論 文	4 部
履 歴 書	1 部

(備考) 1 参考論文の掲載が決定している場合は、証明しうる文書を添付すること。

(第2号様式)

論文目録

氏名 _____

〔学位論文名〕 _____

〔英語〕 _____

〔参考論文〕

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

(備 考)

1. 学位論文名は日本語とし、英語の論文名がある場合は併記すること。
2. 著者名は共著者も含め全員フルネームで記載すること。

氏名 _____

[参考論文]

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

題 目

著 者 名

学術雑誌名

(巻, 号, ページ) (, ,) に掲載・掲載が決定・投稿中

発 行 年 年

(第3号様式)

学 位 論 文 要 旨

氏 名

論 文 名

学位論文要旨(和文 2,000 字)

(標準書式：日本工業規格 A4，11 ポイント，1 行 38 字，1 ページ 40 行，左右余白 25mm)

氏名 _____

キーワード (3～5)	
-------------	--

(第4号様式)

履 歴 書

ふりがな 氏 名						
学 歴 【高等学校・高等専門学校・専門学校等・短大・大学・大学院】						
西暦年	月	～	西暦年	月	学校等名称 (学校, 学部, 研究科, 専攻等)	修了 区分
		～				
		～				
		～				
看護師免許 登録番号			第 号 年 月 日 ・ 該当なし			
研 究 歴						
西暦年	月	～	西暦年	月	学校等名称 (学校, 学部, 研究科, 専攻等)	
		～				
		～				
		～				
職 歴						
西暦年	月	～	西暦年	月	所属組織名 (部課名まで)	職名
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
賞 罰						
西暦年	月	名称等				

12. 学位論文の公表

博士の学位を授与された者は、愛媛大学機関リポジトリにより、インターネット利用による公表を行うものとする。事前に権利関係、(出版社の著作権ポリシー(注1)等)を確認した上で、下記提出書類を学務課大学院チームに2月末(9月修了予定の者については8月末)17時までに提出すること。

1) 提出書類

- ① 学位論文公表許諾・愛媛大学機関リポジトリ登録申請書(第7号様式) 1部(紙媒体)
- ② 学位論文の要約(第8号様式) 各1部(紙媒体と電子データ)
- ③ 学位論文の全文 1部(電子データ) ※掲載済の場合は出版社版PDFデータを提出
- ④ 学位論文のインターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)チェックリスト(様式1) 1部(紙媒体)

注1) 学位論文を出版又は雑誌に掲載している場合

図書出版又は雑誌に掲載している学位論文をインターネット(機関リポジトリ)により公表しようとする場合、事前に著作権ポリシーを確認しておくことが必要である。確認しないまま公表して、著作権の侵害であるとクレームがついた場合の責任は、原則著者にある。くれぐれもそのようなことのないよう公表可能か否か(可能な場合はその時期)を必ず事前に確認しておくこと。また、判断に迷った場合は、直接出版社に問い合わせること。

ポリシーを確認できない場合は、図書館学術情報チームに相談すること。

2) 公表時期の特例

学位論文の全文を公表できないやむを得ない事由がある場合は、上記提出物に加え、提出できない理由書(自由様式)を提出すること。

なお、やむを得ない事由が消滅したときは、速やかに下記追加書類を提出すること。

- ① 学位論文のインターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)の保留事由に係る報告書(様式2) 1部(紙媒体)
- ② 学位論文の出版社版PDF 1部(電子データ)

*やむを得ない事由例

- ・出版・掲載済み又は出版・掲載予定の論文で、出版社等の許諾が得られていないため
- ・投稿した論文の掲載が未定のため
- ・未投稿のため
- ・特許等の出願のため
- ・プライバシー保護等のため

*やむを得ない事由の消滅の例

- ・投稿していた論文が学術雑誌等に掲載され、出版社等の許諾を得ており、かつ著作権ポリシーの問題もない等

学位論文公表許諾・愛媛大学機関リポジトリ登録申請書

医学系研究科長 殿

私は、愛媛大学学位規程第16条及び愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程における学位論文の審査及び最終試験等の実施に関する細則第11条の規定に基づき、下記のとおり、当該学位論文の公表について許諾し、愛媛大学機関リポジトリに登録することを申請します。

記

学籍番号		所属	
氏名	(自署)		
氏名(ローマ字表記)			
電話番号			
e-mail アドレス			
学位記番号		学位取得年月日	
学位論文名			
論文題目			
学術雑誌名 (巻, 号, ページ)	(, ,)		
学位論文公開方法 (該当する項目にレ印をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 学位授与日以降、学位論文要約のみを公表 <input type="checkbox"/> 出版社等の許諾が得られていないため <input type="checkbox"/> プライバシー保護等のため <input type="checkbox"/> その他(具体的に:) <input type="checkbox"/> 学位授与日以降、学位論文要約を公表し、下記の留保事由が解消した時点 (年 月 日以降/未定) で学位論文の全文を公表 <input type="checkbox"/> 特許等の出願のため <input type="checkbox"/> 共著者の許諾が得られないため <input type="checkbox"/> その他(具体的に:) <input type="checkbox"/> 学位授与日以降、学位論文の全文を公表		
DOI	<input type="checkbox"/> 有 (/) <input type="checkbox"/> 無		
備考			

指導教員確認欄

(自署)

注1 指導教員に申請の許可を得るとともに、指導教員確認欄に署名してもらってください。

注2 愛媛大学機関リポジトリに登録申請する学位論文全文又は学位論文の要約を添付してください。

注3 愛媛大学機関リポジトリに登録されると、インターネットにより無償で学内外に公開されます。

(第8号様式)

学 位 論 文 の 要 約
(研 究 成 果 の ま と め)

氏 名

学位論文名

学位論文の要約

(和文 2,000 字)

(標準書式：日本工業規格 A4, 11 ポイント, 1 行 38 字, 1 ページ 40 行, 左右余白 25mm)

学位論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）チェックリスト

年 月 日

所 属		学籍番号	
ふりがな 氏 名		学位記番号	

学位規則により、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された方は、原則、学位取得後1年以内に学位論文（全文）をインターネット（本学機関リポジトリ）により公表することになっています。

しかし、やむを得ない事由がある場合は、学位論文の全文に代えて**要約を公表**する旨申請し、やむを得ない事由が消滅した時点で全文を公表することとなります。

ついては、このチェックリストでやむを得ない事由の有無を確認し、「学位論文公表許諾・愛媛大学リポジトリ登録申請書」の「学位論文公表の方法及び公表時期の指定」を記入してください。

★該当項目にチェックし、必要箇所に記入してください。

項目	全文公表の保留事由	様式2の提出時期
図書出版・学術誌等への掲載	<input type="checkbox"/> <u>出版・掲載済み</u> 出版社等の著作権ポリシーを確認した結果、 (年 月 日) まで公表することができない。	提出不要・指定期日以降に公表
	<input type="checkbox"/> <u>出版・掲載予定</u> (年 月 予定) 出版社等の著作権ポリシーを確認した結果、 () まで公表することができない。	公表可能日（直後）
	<input type="checkbox"/> 投稿した論文が未採択又は修了後1年以内に投稿予定 投稿（予定）雑誌： 投稿（予定）年月： ※掲載決定後、出版社等の著作権ポリシーを確認すること。	公表可能日（直後）
特許・実用新案出願	<input type="checkbox"/> 特許出願予定又は審査中（出願公開前） 【出願（予定）： 年 月】	出願公開日（直後）
	<input type="checkbox"/> 実用新案出願予定又は審査中 【出願（予定）： 年 月】	登録日（直後）
その他	<input type="checkbox"/> その他の保留理由 (具体的な事由を記載してください) () まで公表することができない。	事由の消滅日

上記項目に1つでも該当がある ⇒ **全文公表は保留，要約を公表**

将来にわたって全文公表できない事由がある ⇒ **要約を公表**

全文の公表が困難な事由	(具体的な事由を記載してください)
-------------	-------------------

上記のいずれにも該当がない ⇒ **全文を公表**

学位論文を図書出版又は学術誌等に掲載した場合（出版・掲載予定の場合を含む。）は裏面の出版又は掲載状況に記入し、著作権ポリシーが明記された書類を添付してください。
著作権ポリシーを確認できない場合は、図書館にご相談ください。

【出版又は掲載状況】

論文題目①	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目②	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目③	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目④	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目⑤	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

学位論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）の保留事由に係る報告書

年 月 日

愛媛大学大学院医学系研究科長 殿

所 属		学 籍 番 号	
学位取得日	年 月 日	学位記番号	
ふりがな 氏 名			
論 文 題 名			
連 絡 先	住所： Tel：	Email：	

私が執筆した学位論文について、インターネットでの全文公表の保留事由については、以下のとおりとなりましたので報告します。

★該当項目にチェックし、必要箇所に記入してください。

 【図書出版，学術誌等掲載】

項目	報告内容	出版社等の著作権ポリシーの確認結果
<input type="checkbox"/> 図書出版	<input type="checkbox"/> 出版しなかった	(全文の公表となります)
	<input type="checkbox"/> 出版済み (※出版状況を裏面に記載してください)	<input type="checkbox"/> 公表が可であることを確認 → (全文の公表となります) <input type="checkbox"/> 公表が不可であることを確認
<input type="checkbox"/> 学術誌等への 掲載	<input type="checkbox"/> 投稿しなかった <input type="checkbox"/> 掲載されなかった	(全文の公表となります)
	<input type="checkbox"/> 掲載済み (※掲載状況を裏面に記載してください)	<input type="checkbox"/> 公表が可であることを確認 → (全文の公表となります) <input type="checkbox"/> 公表が不可であることを確認

 【特許・実用新案出願】

項目	報告内容	インターネット公表方法
特許・実用新案 出願	<input type="checkbox"/> 特許を出願しなかった <input type="checkbox"/> 出願公開済み【 年 月】	全文の公表となります
	<input type="checkbox"/> 実用新案を出願しなかった <input type="checkbox"/> 審査結果確定済み【 年 月】	

 【その他の事由の消滅】

項目	報告内容	インターネット公表方法
その他の事由の 消滅理由	(具体的な事由を記載してください)	全文の公表となります

【出版又は掲載状況】

論文題目①	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目②	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目③	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目④	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

論文題目⑤	
出版又は掲載日	年 月 日
出版物等の種類	学会誌・協会誌 学内誌 学術雑誌 その他（ ）
出版物等の名称	
出版社等の名称	

13. 学位論文に関するリサーチ・ルーブリックの運用方法

1) 目的

学生が、自分自身の学位論文を自ら改善するのに役立てる。また学生と指導教員が定期的に学位論文の質の確保と向上をめざし、研究課題を明らかにして、より質の高い学位論文を作成する。

2) 利点

- ・ 学生自身が、行動指針を明確にして、学位論文の作成に取り組むことができる。
- ・ 学位論文の作成において、「学生に求められること」について、学生・指導教員間で共有できる。
- ・ 評価の視点に一貫性を持たせることができる。また、複数の者が共通の視点で評価ができる。

3) 説明の機会

以下の機会に、リサーチ・ルーブリックの目的、運用方法について説明を行う。

- ① 入学時のオリエンテーション
- ② 研究計画発表会の説明時

4) 運用方法

(1) 研究計画公开发表会

- ・ 学生は主指導教員及び副指導教員の指導のもと、学位論文に関するリサーチ・ルーブリック（別紙：以下、ルーブリック表）の「研究課題」から「方法」までの項目を参考にして、研究計画書を作成する。
- ・ 学生は、発表会でのコメントを参考に、主指導教員ならびに副指導教員からの指導を受け、研究計画書の修正を行う。ルーブリック表による評価が、「研究の目的」、「方法」は各2点以上、他の項目は1点以上の計11点以上となるよう修正する。
- ・ 学生は、研究計画書の修正後、ルーブリック表による自己評価を行い、研究計画書とともに学務課へ提出する。
- ・ 副指導教員は、修正された研究計画書について、ルーブリック表に基づき評価を行い、対象学生の評価結果を学務課に提出する。

(2) 予備審査会

- ・ 学生は主指導教員ならびに副指導教員の指導のもと、学位論文に関するルーブリック表の「研究課題」から「考察」までの項目を参考にして、学位論文の草稿を作成する。
- ・ 主査ならびに副査は予備審査会当日にルーブリック表に基づき評価を行い、対象学生の評価結果を学務課に提出する。学生はルーブリック表で自己評価を行い、主査ならびに副査が作成した審査結果の書類とルーブリック表を学務課から受け取る。

(3) 学位論文の審査

- ・ 学生は、予備審査での主査・副査の審査結果ならびにルーブリック表の評価を参考に、主指導教員ならびに副指導教員からの指導を受け、学位論文を仕上げる。ルーブリック表による評価が、「研究課題」から「方法」までは各2点以上、「結果」と「考察」は1点以上の計16点以上となるよう修正する。
- ・ 学生は、予備審査会后、仕上げた学位論文について、ルーブリック表による自己評価を行い、学位論文とともに学務課へ提出する。
- ・ 学生は指導教員の指導のもと、ルーブリック表のすべての項目を参考に、学位論文を作成する。
- ・ 主査、副査は、学位論文の最終提出時に、ルーブリック表に基づき評価を行う（詳細は、「5）合格基準」）。
- ・ 学生は、学位論文の最終提出時に、ルーブリック表による自己評価を行い、学位論文とともに学務課へ提出する。

5) 合格基準

- ① すべての項目が2点以上とする。
- ② 主査1名、副査2名の全員の評価が①の基準を満たすこととする。

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻(博士後期課程) 博士論文に関するリサーチ・ルーブリック

		(学生氏名)			(評価者)	
		2	1	0		
学生便覧の 博士論文審査基準	地域包括ケア開発学 の発展に寄与できる 研究課題である。	地域包括ケア開発学 の発展やシステム構築に 寄与できる明確な研究課題を設定しており、さ らに独創性がある。	地域包括ケア開発学 の発展やシステム構築に 寄与できる内容を取り上げているが、研究課 題を焦点化する必要がある。	地域包括ケア開発学 の発展やシステム構築に 寄与できる内容を取り上げているが、研究課 題を焦点化する必要がある。	研究課題が、地域包括ケア開発学の発展やシ ステム構築のために必要か判断できない。	
	学術論文として、新規 性、創造性、応用的価 値がある。	関連する先行研究・理論が十分に検討され、 研究課題について既知のものと同様で重要な ものが整理されている。その結果、研究の必要性、 当該分野の中での自分の研究の位置づけが 明確である。	関連する先行研究・理論の検討や、研究課題 についての整理が行われているが、研究の必 要性、当該分野の中での自分の研究の位置づ けが曖昧である。	関連する先行研究・理論の検討や、研究課題 についての整理が不十分であり、研究の必要 性、当該分野の中での自分の研究の位置づけ が不明確である。	先行研究・理論の検討が不十分、あるいは整 理ができていない。	
	研究の意義	研究の結果が、地域包括ケア学の発展に、ど のような点で貢献するかについて具体的に説 明されている。さらに、研究の新規性、創造性、応 用的価値について充分に説明されている。	研究の結果が、地域包括ケア学の発展に、ど のような点で貢献するかについて具体的に説 明されているが、研究の新規性、創造性、応 用的価値について説明がやや不十分である。	研究の結果が、地域包括ケア学の発展に、ど のような点で貢献するかについて具体的に説 明されていない。また、研究の新規性、創造 性、応用的価値についての説明も不足してい る。		
	研究の目的	誰を対象に、どのような介入、調査・実験を行 い、その結果何を明らかにするかが明確であ る。	対象、あるいは介入、調査・実験のいずれかが 不明瞭であるが、何を明らかにするかは明確 である。	何を明らかにするかが不明確である。		
	方法	対象	対象施設や対象者の選定基準は明確であり、 対象者は研究の目的を達成するために適切 な集団である。	対象施設や対象者の選定基準を説明してい るが、研究の目的を達成するためには、その内 容の検討が不十分である。	選ばれた対象者が研究の目的を達成するた めに適切な集団であるか判断できない。	
		データ 収集	データ収集方法は研究の目的に合致してお り、その方法は他者が再現できるように説明さ れている。また評価指標(調査項目)も明確で、研究の目 的を達成するのに適切である。	データ収集方法は研究の目的に合致してお り、評価指標(調査項目)は明確で、研究の目 的を達成するのに適切である。	データ収集方法が研究の目的に合致してい ない。また評価指標(調査項目)も不明確である。	
	結果	分析	分析方法は研究目的や得られたデータに最適 な手法が選択されている。	分析方法は研究目的や得られたデータに適 した手法が選択されているが、データの特性が 考慮されていない。	分析の焦点がずれており、分析方法が適切で はない。	
		結果	研究目的に沿って、得られたデータを、表やグ ラフを適切に用いながら要約している。関連す る結果にはすべて言及し、仮説に反する結果 も記載している。また表やグラフには必要な データだけが示され、それだけで他者が結果を 理解できる。	研究目的に沿って、得られたデータを、表やグ ラフを用いながら要約している。しかし表やグ ラフには必要なデータも示され、情報量が多 く、他者が結果を理解するのに苦しむ。	研究目的に沿ったデータが示されておらず、表 やグラフにも必要なデータが多い。	
	考察	結果に示したデータに関して、研究目的・仮説 に沿って、データを解釈し、文献を適切に引用 しながら意味づけを行っている。その際、先行 研究との相違点や類似点から、研究課題に対 する推論と結論(得られた知見)を導き出し、論 旨の一貫性がある。	結果に示したデータに関して、研究目的・仮説 に沿って、データを解釈し、文献を適切に引用 しながら意味づけを行っているが、先行研究と データの相違点や類似点の検討が不足している。	研究目的・仮説に沿って、データを解釈し、意 味づけを行っているが、結果に示していない データに関する述べている箇所が見受けられ る、あるいは論旨が飛躍している。	データの解釈・意味づけが、研究の目的・仮説 に沿っていない。	
	発信力	国内外で論文の研究成果を発表し、発信する ために必要なプレゼンテーション能力が充分 に身につけている。	国内外で論文の研究成果を発表し、発信する ために必要なプレゼンテーション能力が身に ついている。	国内外で論文の研究成果を発表し、発信する ために必要なプレゼンテーション能力がやや 不足している。		
	倫理的配慮 (得点化しない)	倫理的配慮に関して、適切な記述が行われている。	倫理的配慮に関して、適切な記述が行われてい ない。	倫理的配慮に関して、適切な記述が行われてい ない。		

14. 長期履修制度について

1) 概要

職業を有している等の事情により、標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する旨を申し出たときには、その計画的な履修を認めるものとする。

2) 申請手続き

本研究科の入学選抜に合格し、入学した際に、長期履修制度の利用を希望する者は、入学手続き時に申請に必要な書類を提出する。

また、1年次もしくは2年次の2月に申請することもできる。提出期限は2月末日とする。

3) 申請書類

① 愛媛大学大学院長期履修申請書（別紙様式1）

② 愛媛大学大学院長期履修計画書（別紙様式3）

* 履修計画については、必ず指導教員と相談し作成する。

4) 在学期間

長期履修生の修業年限は4年（標準修業年限3年に1年を加えた年数）。

長期履修生の在学可能期間は7年（標準修業年限3年の2倍の年数に1年を加えた年数）。

5) 長期履修にかかる授業料

a. 入学時に承認された者

1年間の授業料は、3年分の合計を4年で除した額

（但し、長期履修期間中に授業料が変更された場合は、調整される。）

b. 1年次在学中に承認された者

1年間の授業料は、2年分の合計を3年で除した額

（但し、長期履修期間中に授業料が変更された場合は、調整される。）

c. 2年次在学中に承認された者

1年間の授業料は、1年分の合計を2年で除した額

（但し、長期履修期間中に授業料が変更された場合は、調整される。）

ただし、5年目以降は長期履修生としての在学ではないので、通常の授業料が必要となる。

6) 留意事項

a. 在学中における申請は、単に留年が予想されるという理由だけでは許可しない。

仕事の都合等による正当な理由の場合のみ許可される。

b. 一度承認された長期履修については、その後取り消すことはできない。

愛媛大学大学院長期履修申請書

令和 年 月 日

愛媛大学長様

愛媛大学大学院学則第22条に定める長期履修学生として、下記のとおり申請します。

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻 博士前期・博士後期 課程		入学年度	令和 年度入学
ふりがな 氏名 生年月日	(年 月 日生)	指導 教員名	
長期履修計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (博士前期課程は3年, 博士後期課程は4年)		
職業			
勤務先名 所在地	〒 -	電話	
現住所	〒 -	電話	
申請理由 (長期履修を希望する理由)			

愛媛大学大学院長期履修計画書

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程						
氏名				令和	年度入学	
長期履修計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			(4 年)		

年次	学期	授業履修計画 (科目名等)	取得予定 単位数	授業履修計画 (科目名等)	取得予定 単位数	単位数 合計
1 年 次	前学期					
	後学期					
2 年 次	前学期					
	後学期					
3 年 次	前学期					
	後学期					
4 年 次	前学期					
	後学期					

研究計画書提出予定：令和 年 月 (旬)
学位論文提出予定：令和 年 月

指導教員署名

* 学生生活の手引き *

(愛媛大学学生生活支援課発行冊子「学生生活の手引」もご参照ください。)

1. 愛媛大学修学支援システムへの登録

「愛媛大学修学支援システム利用の手引き」を参照して、基本情報登録等を行ってください。

- ・基本情報
- ・本人宿所情報
- ・保証人情報
- ・証明書自動発行機用パスワード設定等の入力

愛媛大学修学支援システムを利用するには、アカウントとパスワードが必要です。(入学ガイダンス時に配付)「アカウント申請及び誓約書」は、所定の日までに学務課へ提出してください。

2. 履修登録

- ①大学院(看護学専攻)履修科目届(博士後期課程様式 P47)

所定の日までに学務課へ提出してください。

- ②履修科目(追加・削除)願(様式 P48)

履修科目が変更になった場合は、前学期科目は4月末まで、後学期科目は10月末までに学務課へ提出してください。

3. 医学部構内への自動車の乗り入れについて

希望者は学務課で申請書に承認を得て、愛信会へ提出してください。

駐車パスカードが発行されます。(有料:年間1万円,初年次のみICカード料3千円必要)

4. 各種証明書の発行

- ①自動発行機(コンコース1階中央,平日8:30~18:00利用可能,学生証・パスワードが必要)

在学証明書,成績証明書,学割証(JR)等の即日発行が可能です。

前提条件として,修学支援システムにて証明書自動発行機用のパスワードの設定が必要です。

- ②学務課窓口(平日8:30~17:15,学生証及び申請書記入が必要)

①の証明書以外の証明書も,必要に応じて発行します。

- ③郵送

HPより申請書が印刷できます。

愛媛大学HP→大学生活→手続き・証明書発行→各種証明書の発行(卒業・修了生向け)
申請書,学生証のコピー,切手をはった返信用封筒を学務課まで郵送してください。

5. 学籍異動

休学，退学，復学等

詳細は、「学生生活の手引」を確認してください。

書類提出については，異動日の約1か月前までに学務課へ提出してください。

事前に担当教員との相談，各書類の受取り，保証人の署名・押印等が必要です。

休学開始日	授業料の取扱い
4/1 (9/24)	前学期分（後学期分）の授業料が全額免除
4/2～4/30 (9/25～10/31)	1か月分（4月分又は10月分）の授業料納付
5/1 (11/1) 以降	前学期分（後学期分）の授業料を全額納付

退学：休学手続きを取っていない場合は，その学期の授業料全額納付

6. 授業料免除・授業料徴収猶予・奨学金

詳細は、「学生生活の手引」，愛媛大学 HP を確認してください。

申請日程・募集などは適宜掲示板又はメールで連絡します。

※ 授業料免除の申請書は，愛媛大学の HP からダウンロードしてください。

愛媛大学 HP→大学生活→授業料・奨学金→入学生免除及び授業料免除等

※ 説明会の日程や必要な手続きのことなど奨学金に関する事項は，すべて事前に掲示板等にてお知らせしますので，見落としのないように注意してください。

7. 参考 HP

愛媛大学 <https://www.ehime-u.ac.jp/>

医学部・医学系研究科 <https://www.m.ehime-u.ac.jp/>

看護学専攻 https://www.m.ehime-u.ac.jp/nursing/graduate_school/major

看護学専攻研究倫理規程

看護学専攻修士論文・研究計画書

8. 掲示

看護学科棟1階エレベーター前に大学院生専用掲示板がありますので，確認してください。

大学院看護学専攻（博士後期課程）履修科目届

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医学系研究科長 殿

入学年度 令和 年度入学

学生氏名 _____

指導教員

氏 名 _____

下記のとおり履修したいので、お届けします。

記

区 分	授 業 科 目	単 位	必・選	開 講 学 期	授 業 担 当 教 員
専門科目	生活支援看護開発学特講	2	必 修	前期	
	地域看護システム開発学特講	2	必 修	前期	
	地域包括ケア演習	2	必 修	後期集中	
関連科目	地域医療学	2	選択必修	後期	
	応用統計学	2	選択必修	後期	
	研究方法特講	2	選択必修	後期	
特別研究	地域包括ケア開発学特別研究	6	必 修	3年通年	
研究課題	(必ず記入してください。)				

履修科目（追加・削除）願

指導教員 承認印	
-------------	--

大学院医学系研究科長 殿

平成・令和

年度入学

氏名

印

下記のとおり，看護学専攻の履修科目を変更したいのでお届けします。

1 履修科目の追加

授業 科目		授業 担当教員		承認印	
----------	--	------------	--	-----	--

授業 科目		授業 担当教員		承認印	
----------	--	------------	--	-----	--

授業 科目		授業 担当教員		承認印	
----------	--	------------	--	-----	--

2 履修科目の削除

授業 科目		授業 担当教員		承認印	
----------	--	------------	--	-----	--

授業 科目		授業 担当教員		承認印	
----------	--	------------	--	-----	--

授業 科目		授業 担当教員		承認印	
----------	--	------------	--	-----	--

※履修科目を変更する場合，指導教員及び授業担当教員への報告は，各自で行ってください。

（教員の押印は不要）

看護学専攻博士後期課程 指導教員変更願

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医学系研究科
看護学専攻長 殿

令和 年度入学 愛媛大学大学院医学系研究科
学生番号 番
氏 名 印

下記のとおり、変更していただきたいのでよろしくお願ひします。

記

	(主・副) 指導教員 氏 名	承諾印
旧		
新		

変更事由

愛媛大学大学院医学系研究科「研究指導計画」に関する申合せ

令和3年12月23日
医学系研究科教授会決定

愛媛大学大学院医学系研究科では、愛媛大学大学院学則第16条に基づく研究指導計画について、次のとおり申し合わせる。

1. 主指導教員は指導学生(以下、学生)の研究指導を行うにあたり、毎年度の年度当初(4月、9月入学生の場合には10月)に、学生の1年間の研究計画(コースワークの受講、研究倫理の学修や審査等を含む)に対する打合せを当該学生と十分に行い、学生の「研究指導計画書」を別紙様式により電子媒体として作成し、学生に明示のうえ、双方で保管する。
2. 主指導教員は、研究指導計画書を、それぞれの専攻の学務委員会ならびに専攻会議に報告する。両専攻の学務委員会は、提出された研究指導計画書に不備がある場合には、当該教員に研究指導計画書の修正を求めることができる。
3. 研究指導計画書の作成に当たっては、主指導教員並びに学生は、副指導教員の助言や協力を得ることができる。

参考:

愛媛大学大学院学則

第16条 研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために自ら必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。

大学院設置基準 昭和49年6月20日文部省令第28号(令和3年2月26日施行)

第11条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程 研究指導計画書

【 年度用： 年 月 日作成】

主指導教員

氏名		講座名等	
----	--	------	--

指導学生

氏名		学生証番号	
学年	年次	入学年度	年度

研究 テーマ	
-----------	--

研究計画(コースワークの受講, 研究倫理の学修や審査等を含む): 指導学生が記入

研究指導計画: 主指導教員が記入

学業成績判定に関する学生からの申立てについて（ガイドライン）

平成18年2月22日
教育・学生支援機構
管理運営委員会決定

（改正：平成26年2月4日）
（改正：令和3年12月21日）
（改正：令和7年4月1日）

このガイドラインは、学業成績判定に関する取扱要項第8に規定する学生からの申立てに係る統一的な取り扱いを示す。

- 1 学生は、学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じた場合は、事務担当課を通じて、授業科目を開講する学部長等に対して、成績確認申立書（別紙様式）（以下「申立書」という。）に必要事項を明記し、申立てることができる。
- 2 学生からの申立てを受け付ける期間は、学業成績を通知した後、原則として1週間とする。
- 3 学部長等は、統括教育コーディネーター等に調査を命ずる。
- 4 統括教育コーディネーター等は、所掌する委員会等において、当該学生及び授業担当教員から意見を聴取するなど調査を行い、その結果を、学部長等に報告する。
- 5 学部長等は、調査結果に基づき、当該授業担当教員に対して、履修成績に対する異議申立てへの回答内容を通知する。
- 6 学部長等は、委員会等における調査結果を踏まえ、事務担当課を通じて、当該学生に対して、授業科目の成績判定に対する異議申立てへの回答を行う。
- 7 申立書は、事務担当課において回答日以降5年間保存した後、廃棄する。
- 8 このガイドラインに定めるもののほか、各学部等において必要な事項については、それぞれ別に定めることができる。
- 9 このガイドラインは、大学院の授業科目にも準用する。
- 10 このガイドラインは、令和3年度後学期開講の授業科目から適用する。

成績確認申立書

年 月 日

学部 研究科	学科・課程 コース 専攻 学環	学籍番号	ふりがな 氏名
連絡先	電話番号： メールアドレス：	携帯電話：	
年度 学期	区分	開講学部等：共通教育，学部， 大学院，学環 (該当を丸で囲む)	授業担当教員
時間割番号	授業科目名		
成績確認申立の内容（理由を明確に記入すること。）			

(以下は記入する必要ありません。)

受付	月 日	事務担当課名	受付者氏名
----	-----	--------	-------

授業担当教員記入欄
措置日： 月 日
◇ 成績評価の変更（該当に <input checked="" type="checkbox"/> を付してください。） □ 有 □ 無
◇ 授業担当教員所見
授業担当教員氏名 _____

※皆さんから取得した個人情報は、学業成績判定に関する申立てについての連絡に利用します。
なお、取得した個人情報は、前記の目的以外に利用することはありません。

回答日	月 日	学部長等氏名	調査教員氏名
-----	-----	--------	--------

(成績確認申立書 裏面)

学業成績判定に関する申立てについて

- 学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じ確認する必要がある場合は、成績確認申立書により、申立てることができます。なお、受付期間は、学業成績を通知した日を含めて1週間です。
- 申立てを行う場合は、何故成績評価に納得できないのか、その具体的な理由を明確に記入してください。
具体的とは、「この問題に関して、このように解答したが・・・」とか、「このテーマに関して、このような判断で記述したが・・・」というように、明確な書き方をしてください。
- 成績確認申立書の提出先は次のとおりです。
なお、帰省等の理由により、事務担当課等に直接申立書を提出することができない場合は、修学支援システムトップページ (<https://info.ehime-u.ac.jp/syugaku/stu/>) より申立書をダウンロードし、以下のメールアドレス宛に添付ファイルにより提出することができます。
(注) メールタイトル(件名)は「成績確認申立書の送付」とし、受理メールの返信を確認してください。なお、メール送信後、土・日・祝日を除き2日を経過しても受理メールの返信がない場合は、電話による確認をしてください。

学部等名	事務担当課等名 (電話, メールアドレス)
医学系研究科	医学部学務課大学院チーム (089-960-5868, mgradu@stu.ehime-u.ac.jp)

* 参考規則等 *

愛媛大学大学院医学系研究科規則

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第27条第3項の規定に基づき、愛媛大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）に関する必要な事項を定める。

(専攻、課程及び領域)

第2条 研究科に、次の表の左欄に掲げる専攻を置く。

- 2 各専攻の課程は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。
- 3 各専攻に、それぞれ次の表の右欄に掲げる領域を置く。

専攻	課程	領域
医学専攻	博士課程	分子・機能領域 器官・形態領域 病因・病態領域 社会・健康領域
看護学専攻	博士前期課程	地域健康システム看護学領域 基盤・実践看護学領域
	博士後期課程	地域包括ケア開発学領域

(目的)

第3条 研究科においては、学校教育法、愛媛大学大学院学則（以下「学則」という。）及び愛媛大学憲章を踏まえ、医学・看護学・医療に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、豊かな人間性と学識を備えた人材を育成するとともに、医学・看護学・医療の発展に貢献することを目的とする。

- 2 医学専攻においては、医学・医療分野での幅広い専門的知識を備え、創造的研究が遂行できる研究者や、優れた研究能力と高度の専門的知識を備えた臨床医を育成する。また、研究成果を世界に向けて発信するとともに、地域における医学・医療の発展に貢献することを目的とする。
- 3 看護学専攻博士前期課程においては、看護学教育者、看護学研究者及び高度看護専門職者の育成を図るとともに看護学の発展と地域医療に貢献することを目的とする。
- 4 看護学専攻博士後期課程においては、地域包括ケアシステム開発に必要な専門知識を持ち、地域の保健・医療・福祉の全体を俯瞰し、地域や個人が抱える健康課題を科学的に分析・評価し、地域力を活かしながら解決へと導くことができ、かつ、高度な専門知識を活かし、看護実践者として地域包括ケアを牽引し、実践的指導力を発揮して、次世代を担う看護職者を育成することができる地域包括ケアリーダーを育成することを目的とする。

(教育方法)

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 医学専攻においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、特別の教育課程を設けることができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別に定める。

(指導教員)

第6条 学生の授業科目の履修指導及び研究指導のため、指導教員を置く。

2 医学専攻における指導教員は、学生1人について主指導教員1人、副指導教員1人以上とする。この場合において、主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格（以下「研究指導資格」という。）を有する教授又は准教授をもって充て、副指導教員は、研究指導資格又は研究科における研究指導補助を担当する資格（以下「研究指導補助資格」という。）を有する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

3 看護学専攻博士前期課程における指導教員は、学生1人について主指導教員1人、副指導教員1人とする。この場合において、主指導教員は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師又は助教をもって充て、副指導教員は、研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

4 看護学専攻博士後期課程における指導教員は、学生1人について主指導教員1人、副指導教員2人とする。この場合において、主指導教員は、研究指導資格を有する教授、准教授又は講師をもって充て、副指導教員は、研究指導資格又は研究指導補助資格を有する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

(履修方法)

第7条 医学専攻の学生は、在学期間中に第5条に規定する授業科目について、次の区分により30単位以上を修得しなければならない。ただし、特別の教育課程の履修にあっては、別に定める区分により、30単位以上を修得しなければならない。

(1) 共通科目（基礎研究方法論及び大学院フォーラム）10単位以上

(2) 発展科目（講義、演習、実習）20単位以上

2 看護学専攻博士前期課程の学生は、在学期間中に第5条に規定する授業科目について、次の区分により30単位以上を修得しなければならない。

(1) 必修科目 16 単位

(2) 選択科目 14 単位以上

3 看護学専攻博士後期課程の学生は、在学期間中に第5条に規定する授業科目について、次の区分により14単位以上を修得しなければならない。

(1) 必修科目 12 単位

(2) 選択科目 2 単位以上

4 学生は、授業科目の履修に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

5 学生は、指導教員が必要であると認めたときは、他の研究科及び学部の授業科目を履修することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 学則第22条の規定に基づき、看護学専攻の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(試験の公示)

第8条 試験を行うに当たっては、その授業科目、日時その他必要な事項をあらかじめ公示する。

(成績評価)

第9条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種類とし、その区分は、次のとおりとする。

評語	評点の範囲	基準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

(学位論文の審査、最終試験及び試問)

第10条 学位論文は、研究科長に提出しなければならない。この場合において、研究科に在籍している者にあつては、指定された時期までに指導教員の承認を得て提出するものとする。

2 学位論文の審査、最終試験及び試問に関する事項は、別に定める。

(学位)

第11条 研究科において授与する学位は、博士又は修士とし、専攻分野として、博士にあつては医学又は看護学、修士にあつては看護学の名称を付記する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に研究科に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成17年12月22日から施行する。

2 博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の入学者に係る指導教員及び履修方法については、改正後の第6条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻研究倫理審査委員会規程（抄）

平成17年8月18日
制 定

（目的）

第1条 愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻（以下「看護学専攻」という。）及び愛媛大学医学部看護学科（以下、「看護学科」という。）で実施しようとする「人を対象とした研究」について（以下「当該研究」という。）、「ヘルシンキ宣言」、社団法人日本看護協会の「看護研究における倫理指針」、及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の主旨に沿って、研究を実施する前に、倫理面に関する審査を行い、その適否を評価することを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、看護学専攻に愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻研究倫理審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査の対象）

第3条 審査会は、当該研究を実施しようとする者から申請された当該研究の目的及び実施計画等を審査する。ただし、審査会以外の愛媛大学医学部に設置されている倫理に関する委員会の対象となる研究については、この限りでない。

（組織）

第4条 審査会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学専攻の教授 4名
- (2) 看護学専攻の准教授 1名
- (3) 看護学分野以外の学識経験者 1名

2 審査会に委員長を置き、前項第1号の委員のうちから選出する。

3 第1項各号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び委員長の選出は、看護学専攻会議（以下「専攻会議」という。）の議を経て、看護学専攻長（以下「専攻長」という。）が委嘱する。

5 審査会は審査にあたって、委員長の判断に基づき、申請者あるいは指導教員の出席を求め、申請内容等の説明及び審議に加えることができる。なお、申請者が看護学科の学生又は研究生等の場合は原則として指導教員も出席することとする。ただし、申請者あるいは指導教員は、当該研究の審査の判定に加わることはできない。

（議事）

第5条 審査会は、原則として毎月開催し、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

（審査）

第6条 審査会は、本審査会の目的に沿って審査し、文書により適否について回答する。

審査にあたっては、特に次の各号に掲げる点について留意する。

- (1) 当該研究を実施する過程で生じる可能性のある倫理問題及び研究結果から派生する可能性のある倫理問題を明らかにする。
 - (2) 当該研究に参加する人の人権を擁護し、個人情報の守秘方法を明らかにする。
 - (3) 当該研究の参加者に研究目的・研究方法・研究結果の取り扱いなどを十分に説明して理解と同意を得る方法を明らかにし、その事実を明確にする。
- 2 当該研究の適否は、以下のように判定する。
- (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付き承認
 - (4) 不承認（再審査）
- 3 審査結果が前項第3号又は第4号である場合は、その条件付き承認又は不承認（再審査）の理由等を文書に記載して回答しなければならない。

- 4 第2項第3号の判定を受けた者は、当該条件に基づく修正を行い、委員長の承認を受けてから研究を開始する。
- 5 第2項第4号の判定を受けた者は、翌月以降の審査会において再度審査を受けることができる。
- 6 審査結果が第2項第2号と判定を受けた者又は第4項により委員長の承認を受けた者に対し、研究倫理審査承認証明書（様式5）を研究科長が発行する。
- 7 承認された研究計画について変更が承認された者に対し、研究計画変更承認証明書（様式7）を研究科長が発行するものとする。
- 8 委員長は、審査会の審査結果を専攻会議に報告しなければならない。
（申請手続）

第7条 当該研究の審査を申請しようとする者は、以下の書類及び様式に必要な事項を記入し、別に定められた期日までに研究科長に提出しなければならない。

- (1) 研究倫理審査申請書（様式1）
- (2) 研究計画書
- (3) 研究参加依頼書
- (4) 研究参加同意書（様式2）
- (5) 研究参加同意撤回書（様式3）
- (6) 研究倫理チェックリスト（様式4）

（変更手続）

第8条 承認された研究計画を変更したい場合は、研究計画変更申請書（様式6）に必要な事項を記入し、前条において提出した書類の写し（変更点を修正したもの）を添付して研究科長に提出しなければならない。

- 2 変更の内容が軽微であると委員長が判断した場合は、委員長及び委員長より指名を受けた委員1名（委員長が申請した研究又は委員長の指導する看護学専攻又は看護学科の学生が申請した研究の場合は、委員長より指名を受けた委員2名）で審査を行い、申請期日から原則として2週間以内に回答する。この場合においては、第4条第5項及び第5条の規定は適用しない。
- 3 変更の内容が軽微ではないと委員長が判断した場合は、第6条の審査を新たに受けなければならない。
- 4 変更手続を行った者は、研究科長の承認を受けてから研究を開始する。
（迅速審査）

第9条 次の第1号または第2号に該当し、かつ第3号に該当する場合は、看護学科の学生の研究に限り迅速審査を申請することができる。

- (1) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの。
- (2) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの。
- (3) 社会的に弱い立場にある者を対象としないもの

- 2 迅速審査においては、第4条第5項及び第5条の規定は適用しない。
- 3 委員長が迅速審査に該当すると判断した場合は、委員長及び委員長より指名を受けた委員1名（委員長が申請した研究又は委員長の指導する看護学専攻又は看護学科の学生が申請した研究の場合は、委員長より指名を受けた委員2名）で審査を行い、申請期日から原則として2週間以内に回答する。
- 4 委員長が迅速審査に該当しないと判断した場合は、理由記載書により申請者へ回答する。
（異議申し立て）

第10条 審査、変更手続又は迅速審査の審査結果に異議のある場合は、原則として審査結果通知日から2週間以内に研究倫理審査結果異議申立書（様式8）を研究科長へ提出することにより、異議を申し立てることができる。

- 2 審査会で再審査の適否を検討し、却下、棄却、認容を判断する。
（進捗状況等の報告）

第11条 承認された研究の申請者は進捗状況等を研究科長へ報告しなければならない。

- 2 当該年度の進捗状況は、翌年度の定められた期日までに研究実施状況報告書（様式9）を研究科長に提出しなければならない。
- 3 研究を終了、中止又は中断する場合は、直ちに研究終了（中止・中断）報告書（様式10）を

研究科長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、専攻会議の審議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程における
学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則

令和2年12月24日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、愛媛大学学位規程（以下「学位規程」という。）第19条及び愛媛大学大学院医学系研究科規則第10条第2項の規定に基づき、愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程における学位論文審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(学位論文提出の時期及び資格要件)

第2条 愛媛大学大学院学則（以下「学則」という。）第51条に規定する博士の学位の授与を申請する者は、在学中に学位論文を提出するものとし、提出の時期は、修了予定年次の1月8日（9月修了予定の者については、7月8日）とする。この場合において、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日とする。ただし、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）が学則第46条第2項ただし書に該当すると認めた者については、第1年次終了日以降に提出できるものとする。

2 学位論文を提出することができる者は、医学系研究科規則第7条第3項に規定する単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者又は学位論文を提出する日の属する学期末までに所定の単位を修得する見込みの者でなければならない。

3 学位論文を提出する者は、あらかじめ予備審査を受けなければならない。

(学位論文提出の手続)

第3条 前条第2項の規定に該当する者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得た上で、医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書（第1号様式） 1部
- (2) 学位論文 4部
- (3) 論文目録（第2号様式） 4部
- (4) 学位論文要旨（第3号様式） 4部
- (5) 参考論文 4部
- (6) 履歴書（第4号様式） 1部

(学位論文の受理及び看護学専攻会議への付託)

第4条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、愛媛大学大学院医学系研究科教授会規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、医学系研究科看護学専攻会議（以下「専攻会議」という。）に当該学位論文の受理の可否について付議し、受理した学位論文の審査及び最終試験を専攻会議に付託する。

(審査委員会)

第5条 専攻会議は、学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査1人及び副査2人の計3人の委員をもって組織する。

3 審査委員会の主査及び副査は、主指導教員及び副指導教員とは異なる教員のうち、研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授から、専攻会議において選出する。

4 審査委員会は、学位論文の審査のため必要と認めた場合は、他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 学位論文の審査及び最終試験は、2月末日（9月修了予定の者については、8月末日）までに

終了するものとする。

3 成績評価は、合格又は保留とする。

4 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

5 審査委員の主査は、審査の結果を、学位論文審査の結果の要旨（第5号様式）及び最終試験の結果の要旨（第6号様式）により、3月5日（9月修了予定の者については、9月10日）までに、専攻会議に報告しなければならない。

（合否の決定）

第7条 専攻会議は、前条第5項に規定する報告に基づいて審査の上、無記名投票により判定する。

2 専攻会議は、前項の判定結果を教授会に報告する。

3 教授会は、前項の報告に基づいて合否を決定する。

（学位授与の時期）

第8条 標準修業年限の期間中又は長期にわたる計画的な教育課程の履修が認められた期間中に合格した者に対する学位授与の時期は、修業年限の終わりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第46条第2項ただし書の規定により合格した者に対する学位授与の時期は、第2学年の終わりとする。ただし、第3学年で合格した者については、合格した学期の終わりとする。

3 前2項に規定する者以外の者に対する学位授与の時期は、合格した学期の終わりとする。

（報告）

第9条 研究科長は、第7条に規定する決定を行ったときは、速やかに学位規程第11条に規定する報告を行うものとする。

（学位論文の要旨等の公表）

第10条 博士の学位を授与したときは、学位規程第15条の規定に基づき、当該学位の授与に係る論文の内容の要旨（第3号様式）及び論文審査の結果の要旨（第6号様式）をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第11条 博士の学位を授与された者は、学位規程第16条の規定に基づき、当該学位の授与に係る論文について、公表しなければならない。

2 前項に規定する公表は、学位論文公表許諾・愛媛大学機関リポジトリ登録申請書（第7号様式）及び学位論文の要約（第8号様式）を研究科長に提出し、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年1月25日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年2月22日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年12月19日から施行する。

愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程学位論文の予備審査に関する内規

令和2年12月24日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程における学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則第2条第3項の規定に基づき、学位論文を提出する者が受ける予備審査の実施に関し、必要な事項を定める。

(内容)

第2条 予備審査は、学位論文の草稿が看護学専攻博士後期課程の学位論文審査基準で示された内容に相当しているかを審査する。

(条件)

第3条 学位論文を提出する者が予備審査を受けるための条件は、日本学術会議協力学術研究団体として登録されている学会の学術雑誌又は査読のある海外の学術雑誌に本人を筆頭著者とする論文(英語論文を含む。以下「参考論文」という。)を1編以上掲載又は掲載が決定していることとする。

2 前項に規定する論文は、修士課程(博士前期課程)修了以降に掲載された論文であることとする。なお、原著論文である必要はない。

(手続)

第4条 学位論文を提出する者が予備審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類(以下「関係書類」という。)を指導教員の承認を得た上で、看護学専攻長(以下「専攻長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 予備審査申請書(第1号様式)
- (2) 学位論文
- (3) 論文目録(第2号様式)
- (4) 論文要旨(第3号様式)
- (5) 参考論文が掲載又は掲載が決定していることを証明する書類

2 提出時期は、修了予定年次の11月第2火曜日(9月修了予定の者については、5月第2火曜日)とする。この場合において、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日とする。

(審査の付託)

第5条 専攻長は、前条の規定により関係書類の提出があったときは、医学系研究科看護学専攻会議(以下「専攻会議」という。)に審査を付託する。

(審査委員会)

第6条 専攻会議は、学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査1人及び副査2人の計3人の委員をもって組織する。

3 審査委員会の主査及び副査は、主指導教員及び副指導教員とは異なる教員のうち、研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授から、専攻会議において選出する。

(審査及び報告)

第7条 審査委員会は、11月末(9月修了予定のものについては5月末)までに審査を行い、その結果を専攻会議に報告しなければならない。

(通知)

第8条 専攻長は、前条に規定する報告に基づき、予備審査の結果を申請者に通知する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、予備審査に関して必要な事項は、専攻長が定める。

附 則

この内規は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年11月16日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年12月2日から施行する。